

議第102号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 9月27日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第27条の6第3項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条第4項第2号中「又は租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「所得税法第78条第2項」を「同条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金

第28条第8項前段中「第17条第5号」を「第17条第1項第5号」に改める。

第28条の2の2第2項中「第317条の2第2項」を「第317条の3の2第2項」に改める。

第28条の3第1項中「もしくは」を「若しくは」に、「よって」を「よりに」に、「または同条第6項」を「又は同条第6項若しくは第7項」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第37条の7第1項中「よって」を「よりに」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第44条の2中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第48条第1項、第60条第1項及び第75条第1項中「30,000円」を

「100,000円」に改める。

第90条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第90条の2 市長は、たばこ税の申告納税者が正当な理由がなく第88条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第132条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第138条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第138条の2 市長は、特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなく第137条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第189条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第197条及び第198条を次のように改める。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第197条 市長は、事業所税の納税義務者が正当な理由がなく第195条第1項又は第3項の規定による申告書を同条第1項各号(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第198条 削除

第200条の見出し中「事業所税」の右に「の賦課徴収」を加え、同条中「よって」を「より」に、「30,000円」を「100,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

附則第5条の3の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第5条の4 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第27条の6第3項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第2項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第24条の見出し中「被災住宅用地等」の右に「の代替住宅用地等」を加え、同条第1項前段中「附則第56条第10項」の右に「又は第13項」を加え、「土地に」を「取得された土地に」に、「課する同項」を「課するこれらの項」に、「同項に規定する被災住宅用地に相当する土地として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項後段中「附則第56条第10項」の右に「又は第13項」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法附則第56条第10項に規定する被災住宅用地に相当する土地として令附則第33条第12項に規定する土地
- (2) 法附則第56条第13項に規定する対象区域内住宅用地に相当する土地として令附則第33条第21項に規定する土地

附則第24条第2項中「家屋」を「取得され、若しくは改築された家屋又は同条第14項に規定する取得された家屋」に、「同項」を「これらの項」に改める。

附則第25条を附則第26条とし、附則第24条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の特例)

第25条 法附則第57条第5項に規定する他の軽自動車、同条第7項に規定する他の二輪自動車等又は同条第9項に規定する他の小型特殊自動車に対しては、同条第5項、第7項又は第9項に規定する場合においては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成20年6月26日京都市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項及び第5項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成22年6月10日京都市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都市市税条例第28条、第28条の2の2、第44条の2及び附則第24条の改正規定並びに同条例附則第25条を同条例附則第26条とし、同条例附則第24条の次に1条を加える改正規定並びに第2条、第3条並びに附則第4条及び第5条の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条中京都市市税条例第27条の6の改正規定及び同条例附則第5条

の3の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定 平成24年1月1日
(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例第27条の6第3項及び
第4項並びに附則第5条の4の規定は、所得割の納税義務者が平成23年1
月1日以後に支出する同条例第27条の6第3項に規定する寄附金について
適用する。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置
は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成23年6月10日京都市条
例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「附則中」の右に「第26条を第27条とし、」を加える。

提案理由

地方税法等の一部改正により、個人の市民税における寄附金税額控除の適
用下限額が引き下げられたこと等に伴い、規定を整備する必要があるので提
案する。